

4 いじめの未然防止について

いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) いじめについての共通理解

ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、全校生徒を対象に、いじめに関する講話等を行う。

イ 生徒理解の時間を毎週の学年部会の中に位置付け、情報の共有化を図るとともに、生徒指導部会で報告を行う。

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア 生徒会活動・生徒総会等でのいじめ防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。

イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。

エ 心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。

オ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。

(3) いじめが起きにくい集団の育成

ア 教師は、人間関係づくりという視点から学級教育目標を立て、日々の学級経営に反映させる。

イ 「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。

ウ 一人一人のよさを活かした分かる・できる授業づくりを推進する。

エ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。

オ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する事故解決能力を育てる。

カ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるようより適切なPTA活動を進める。

キ 教師がPTA活動に参加し、情報収集等、いじめ発生防止に努める。

(4) 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

ア すべての教育活動を通して、生徒が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。

イ 全校集会等での表彰式や学校だよりなどを利用し、生徒の頑張りを多くの他の生徒や保護者等に紹介し、自己有用感を高める。

ウ 教師は、暴言などの否定的な発言をせず、プラス志向の発言に努める。